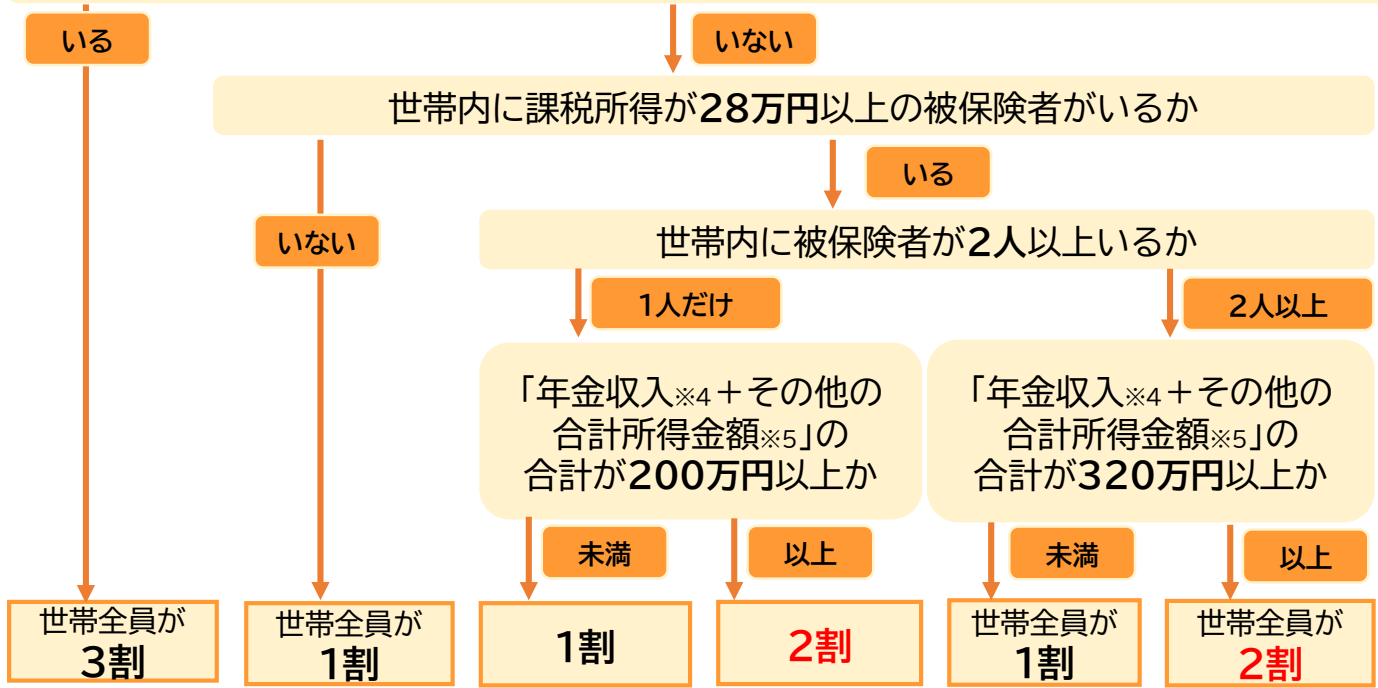


窓口負担割合判定の流れ

世帯内に現役並み所得者(課税所得※1が145万円以上の方)に該当する被保険者がいるか※2※3



※1「課税所得」とは住民税納税通知の「課税標準」の額で、前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除等を差し引いた額です。

なお、基準日(令和3年12月31日)時点において世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員(その方が給与所得を有する場合、給与所得額から10万円を控除)がいた被保険者については、扶養関係の有無にかかわらず、基準日時点の19歳未満の世帯員の人数に一定額(16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円)を乗じた額を課税所得から控除し、負担割合の判定をします。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額の世帯合計額が210万円以下であれば現役並み所得者の対象外となるため、「いない」としてください。

※3 課税所得145万円以上であっても、収入金額が以下の①~③要件を満たす場合、広域連合で収入を確認できる場合や申請をいただいた場合、現役並み所得者の対象外となるため、「いない」としてください。

①世帯に被保険者が1人で、その方の収入額が383万円未満

②世帯に被保険者が2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合計額が520万円未満

③世帯に被保険者が1人で、その方の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70歳から74歳までの方の収入を含めた収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額のことで。